

令和7年度 滋賀県立体育館・武道館利用予定

団体代表者 様

滋賀県立体育館・武道館管理センター

所 長 南 和 巳

(公印省略)

令和7年度 ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）・滋賀県立武道館
一般使用受付について(案内)

平素は当管理センターの運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）・滋賀県立武道館の全面使用受付を下記のとおり行います。

つきましては、貴団体で滋賀県立体育館・武道館の利用を計画されている場合は、ご確認のうえ、ご来館いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和7年2月8日(土)

受 付 9時00分～ ※来館による受付順に抽選を行います。

会 場 体育館（第3会議室）

武道館（大会議室）

電話受付 15時00分～(予定)

ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館） 077-524-0221

滋賀県立武道館 077-521-8311

2. 受付方法 裏面「一般使用受付について(お願い)」参照

※同封「滋賀県立体育館（滋賀県立武道館）一般受付スケジュール表」の空白箇所でご計画ください。（すでに利用が入っている箇所で希望される団体は要相談）

3. そ の 他 ①体育館および武道館の部分使用は、使用しようとする日の2か月前の月の初日から随時受付けます。ただし、使用希望日が4月5月に属する場合は、令和7年3月1日から受付を行います。

②施設設備について、次に掲げる設備が使用できません。現在、改修の目途は立っておりません。ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。

(1)体育館 大競技場 ステージ上のスクリーン

(2)体育館 大競技場 ステージ上のピアノ

③武道館の施設修繕・長寿化・LED化について、同封の「修繕・長寿命化・LED化工事実施時期計画一覧表」のとおり行う計画をしておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

④施設において、物品販売をされる場合は所定の手続きをしていただき、販売代金の10%を申し受けます。

⑤滋賀県条例の改定により、令和7年4月1日から施設使用料が5%程度上がる見込み(予定)です。

先着順ではなく、抽選にて受付の順番を決定します。

一般使用受付について(お願い)

2月8日の一般使用受付について、受付の順番を抽選にて決定いたします。下記の説明をご理解のうえご来館ください。

1. 受付開始 9時00分から受付順に抽選整理券をお渡します。(抽選整理券は1団体に1枚)

①整理券の順番にて受付順番を抽選する。

②抽選カード1番から順に指定した席に着席してください。

③抽選結果により抽選カード1番から申込みを受け付けます。

(1)1団体1名とし、1団体につき1件(1行事)を順番に受け付けます。

(2)2件目以降も同様の順番として、順次受付していきます。

※複数施設を同時に使用する場合や連続して複数日使用する場合も1件とします。

(例：合宿で連続する場合や大会として複数施設を使用する場合など)

④武道館研修室2および研修室3については、施設の特性から2室同時使用を優先に受け付けます。1室のみの場合は、全体での一般使用受付終了後に受付いたします。施設の運営上ご理解ください。

⑤受付終了した団体は、申込書に確定した内容を記載・各館の事務所に提出後、その写しをお受け取りください。

2. 電話受付 同日15時00分からの予定となります。

遅れる場合は、ホームページにてお知らせいたします。

3. 部分使用 両施設とも部分使用の場合は、2か月前からの受付となります。ただし4月5月分については、3月1日からとなりますのでお間違えのないようお願いします。

4. その他 ①実際に使用される団体でお申し込みください。使用時の申請団体名・領収書の宛名も同団体になりますのでご了承ください。

②申込み後のキャンセルは原則認められませんので、確定している内容でお申し込みください。